

回 答 書

軽自動車税等受付及び特別区民税・都民税証明書交付業務等公募型プロポーザルに係る質問について、下記のとおり回答します。

NO	質問項目	質問内容	回答																					
1 実施体制について																								
(1)	全般	本件は新規事業ですか。過去に受託業者がいる場合は業者名、契約金額、配置人員数を、職員様がを行っている場合は実施体制をご教示下さい。	○新規事業になります。 ○委託業務に限っての職員の実施体制をお示しすることは困難です。現状については、下記<実施体制表>を参考にしてください。 <実施体制表>																					
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">委託業務</th> <th>担当係</th> <th>従事者数(繁忙期)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①</td> <td rowspan="2">住民税証明書窓口交付</td> <td>区民税第一担当係</td> <td rowspan="2">2～3名 (5名)</td> <td rowspan="2">委託業務以外の住民税の相談全般・申告書受付等も含む</td> </tr> <tr> <td>区民税第二担当係</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>住民税証明書郵送交付</td> <td>区民税係</td> <td>1～2名 (2～3名)</td> <td>委託業務以外の事務にも従事</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>上記以外</td> <td>税務管理係</td> <td>6名</td> <td>委託業務以外の事務にも従事</td> </tr> </tbody> </table>	委託業務		担当係	従事者数(繁忙期)	備考	①	住民税証明書窓口交付	区民税第一担当係	2～3名 (5名)	委託業務以外の住民税の相談全般・申告書受付等も含む	区民税第二担当係	②	住民税証明書郵送交付	区民税係	1～2名 (2～3名)	委託業務以外の事務にも従事	③	上記以外	税務管理係	6名	委託業務以外の事務にも従事
			委託業務		担当係	従事者数(繁忙期)	備考																	
			①	住民税証明書窓口交付	区民税第一担当係	2～3名 (5名)	委託業務以外の住民税の相談全般・申告書受付等も含む																	
区民税第二担当係																								
②	住民税証明書郵送交付	区民税係	1～2名 (2～3名)	委託業務以外の事務にも従事																				
③	上記以外	税務管理係	6名	委託業務以外の事務にも従事																				
(2)	事業規模参考資料組織体制について	組織体制として現在の貴区における体制をお示し頂いておりますが、本事業はどの区分の方が何名程度で担当されていた業務でしょうか。	NO 1 (1)の<実施体制表>を参考にしてください。																					
2 事業規模について																								
(1)	当初委託仕様書 4 委託業務	H27現在の窓口来庁者数(月別、曜日別、時間帯別)等のデータがあればご教示下さい。併せて電話受付数(4-8)についても実績をご教示下さい。	○プロポーザル実施要領に添付しています「事業規模参考資料」をご覧ください。「事業規模参考資料」に記載の無い数値等については、把握していません。																					
(2)	受電件数について	電話機4回線の受電件数の開示をいただけますか。また、これまで何人の職員様で対応されてましたでしょうか。	○受電件数は集計データがありません。 ○現在も概ね税証明関係2回線、軽自動車税関係2回線で対応し、回線が一杯になると他の回線に対応しています。各々2回線に対応する職員数はNO 1 (1)<実施体制表>の税証明関係は②、軽自動車税関係は③の職員で対応しています。																					
(3)	事業規模参考資料上の<取り扱い件数>10、11の郵便物件数について	10、11の件数の大半は、同表上の1～9までの業務以外のものであると考えてよろしいでしょうか。	○時期により異なりますが、概ね1～9までの業務以外のものになります。																					
(4)	当初委託仕様書 1P 4-1-2	1日あたりの発生数量をご教示下さい。また、曜日や時期等により増減がございましたらご教示下さい。(概算値、平均値等の参考値や、過去の実績数値等でも構いません)	○3件程度です。曜日や時期等の増減数値は把握していません。																					

NO	質問項目	質問内容	回答
3 従事職員について			
(1)	当初委託仕様書 7-1 業務責任者	「直接雇用する正規職員とする」とあるが、正規職員の定義とは何ですか。	○雇用期間を定めない労働契約をする職員をいいます。
(2)	当初委託仕様書p. 6 7-1-1業務責任者等の配置について	受託者が直接雇用する正規職員とありますが、この場合の「正規職員」の定義をお教えてください。	
(3)	「正規職員」の定義について	業務責任者、および副業務責任者に着任する「正規職員」の定義をお教えてください。	
(4)	副業務責任者について	副業務責任者は、本件専任が必須となりますか。他の職務兼務も可能でしょうか。	○兼務も可能ですが、業務の性格上、専任が好ましいと考えています。
(5)	当初委託仕様書 6P 7-1-1	業務責任者の要件について「受託者が直接雇用する正規職員」とございますが、有期雇用の職員を配置しても問題ないでしょうか。詳細な定義等と併せてご回答頂きたく存じます。	○雇用期間を定めない労働契約をする職員をいい、有期雇用の職員の配置はできません。
(6)	当初委託仕様書 6P 7-2-1	従事者の配置について、複数の業務を横断して担当する従事者を配置しても問題ないでしょうか。	○受託業務の履行が可能であれば制約はありません。
(7)	当初委託仕様書 4P 4-7-1	マイナンバー制度の開始に伴い、特定の時期において書留を用いた郵送物が増加する事を見込んでおりますが、業務量が増加した場合、従事者を追加で配置する事は可能でしょうか。スペースの都合等、配置人数に制限が生じる場合は、詳細をご教示下さい。	執務室スペース（約25㎡）内で執務が可能であれば、追加配置は可能です。
4 執務スペースについて			
(1)	その他	証明発行カウンターと軽自受付カウンターが離れているため、2箇所にて業務を行うのでしょうか。その場合に各カウンターでの業務（端末台数、スペース、机の数etc.）をご教示下さい。	○現状を変更し、現在の税証明発行カウンター付近1箇所で業務を行います。 ○執務スペースは約25㎡、机（1,800mm×700mm）4台、端末台数等は当初委託仕様書（6-1）に記載のとおりです。
(2)	窓口について	軽自動車税等窓口と区・都民税証明書発行窓口は一体、または同じ場所に設置されていますか。	○現在は窓口は分かれています、委託後は同じ場所になります。
(3)	当初委託仕様書p. 1 3履行場所について	受託者エリアも含めた全体のレイアウト図をお教えてください。	○全体のレイアウト図は現在検討中でお示しできません。 ○受託者エリアについては、区役所東棟2階課税課執務室内（現在の税証明発行カウンター付近）の約25㎡（6.6m×3.8m）を予定しています。
(4)	当初委託仕様書 1P 3 履行場所	履行場所のレイアウトをご教示下さい。	
(5)	当初委託仕様書 4P 4-7	業務の執務スペースは他の業務と同一のフロアとなりますでしょうか。質問(3)と併せて、履行場所の詳細をご教示下さい。	○同一の執務スペース内で行います。
(6)	窓口数について	設置可能な窓口は最大5窓でしょうか。5窓以上の窓口設置も可能でしょうか。	○現在のところ、最大5窓口を予定しています。

NO	質問項目	質問内容	回答
5 貸与物品等について			
(1)	当初委託仕様書 4 委託業務	各業務で使用されている端末のシステム名をご教示下さい。	○メインフレーム（ホストコンピュータ）により区独自に構築したシステムです。
(2)	当初委託仕様書p.4 貸与物品等について	管理用のPC、Wifiを持ち込むことは可能でしょうか。	○個人情報の漏えい等につながるおそれがあるため、スタンドアロンを想定していますが、やむを得ない場合は、利用手段・目的、必要性や費用負担などを含めてあらかじめ区と協議してください。
(3)	当初委託仕様書 5P 6-1	受託者の責において、従事場所に什器、端末機（PC）、通信機器等を持ち込んで利用する事は可能でしょうか。持ち込みに制限がございましたらご教示下さい。また、持ち込む際の注意事項がございましたら、併せてご教示下さい。	○機器等の持ち込み制限などについては、仕様書「19 個人情報の保護等」及び「個人情報に係る外部委託契約の特記仕様書」を参照してください。
(4)	端末機について	最大7台の端末機は全て、軽自動車税関係、納税証明書発行の両方の業務を処理することが出来ると考えてよろしいでしょうか。	○両業務に対応可能です。
6 データ処理について			
(1)	データ入力処理について	各4-1-1②・4-1-2③・4-1-3①・4-2-1①のデータ入力においての、平均的な入力時間をお教えください。	○全て概ね1分以内です。
(2)	当初委託仕様書 1P 4-1-1	データ入力処理について、貴区職員様が操作された際の1件あたりの入力平均時間をご教示下さい。	
7 郵便物について			
(1)	14、経費負担について	郵送に掛かる費用は受託者の負担でしょうか。	○区が負担します。
(2)	各郵送受付分の処理について（4-1-2、4-3-2、4-6-2、4-7）	不備対応は無いという見込みでよろしいでしょうか。また、ある場合は具体的にどの様な工程になりますでしょうか。	○4-7を除き不備対応があります。 ○不備対応は、電話（文書）による問い合わせ、内容確認、不備書類等の再提出等を行った後完結します。
(3)	当初委託仕様書 4P 4-7	本業務にて扱う郵送物は、貴区役所の複数部署宛のものでしょうか。	○原則課税課宛の郵便物となります。
(4)	当初委託仕様書 4P 4-7-1	③に記載の「開封を要しないもの」とは、⑤でお示し頂いている「受託者が処理するもの」以外の郵送物との理解で宜しいでしょうか。⑤にて処理するもの以外に、受託者が開封するものがありましたら、代表例をご教示下さい。	○「受託者が処理するもの」以外の郵送物となります。 ○他自治体からの照会文書、住民税特別徴収に係る文書などになります。
(5)	当初委託仕様書 4P 4-7-1	⑤でお示し頂いている「受託者が処理するもの」について、発生数量の目安（全体の〇〇%等）を、予測値、または過去の実績値等でご教示下さい。	○プロポーザル実施要領に添付しています「事業規模参考資料」の＜取り扱い件数＞のうち、住民税証明書関係は、「1 住民税証明書郵送」の件数、軽自動車税関係は、2・4・5・6・7・9の件数のうち1割程度です。

NO	質問項目	質問内容	回答
8 執務時間等について			
(1)	当初委託仕様書 4P 5-2	業務日について、土曜開庁時の対応は不要でしょうか。	○土曜日の対応は現在予定していません。
(2)	当初委託仕様書 9P 12-1	突発的な業務量の増加等があった場合、業務時間を延長して処理する事は可能でしょうか。また、その場合、延長可能な時間をご教示下さい。	○端末機の操作を伴わないものについては、原則制限はありません。 ○端末機の操作を伴うものについては、原則事前届出制で概ね19時30分まで可能です。
9 その他			
(1)	実施要領p.5 7(1)評価基準について	各評価項目毎の配点をお教えてください。	○配点はお教えできません。選定事業者決定後に公表します。
(2)	実施要領p.5 7(2)審査方法について	第2次審査のプレゼンテーション当日はプロジェクターの利用は可能でしょうか。その場合、プロジェクターは区側でご用意いただけますでしょうか。ご用意いただける場合、プロジェクターの接続端子をお教えてください。	○プロジェクター（EPSON EB-1945Wを予定）及びスクリーン、パソコンは区で用意しますので、USBメモリーをご用意ください。 ○詳細については、一次審査通過事業者に対し別途連絡をさせていただきます。
(3)	提出資料様式について	各提出書類の様式をExcelデータで頂くことは可能でしょうか。	○ご連絡をいただければメールで送付させていただきます。
(4)	当初委託仕様書 2P 4-1-4	貴区にて採用されている廃車勧奨通知書のフォーマットをご教示下さい。（ハガキ、手紙等）	○「別紙」をご覧ください。
(5)	その他	本事業の外部委託に向け、外注による業務分析の実施有無及び実施企業名をご教示下さい。	○外注による業務分析は実施していません。
(6)	その他	本業務の契約書（案）をご教示下さい。	○下記アドレスの「請負・委託（モニタリング有）」をご覧ください。 http://www.city.suginami.tokyo.jp/nyusatsu/readme/keiyakusho/1008271.html

様

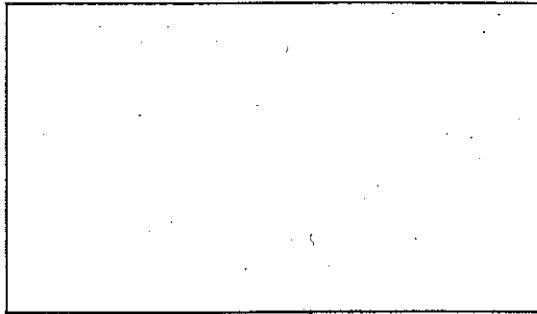
平成 年 月 日

杉並区長

原動機付自転車の標識の交換について

日頃、軽自動車税の納税にご協力いただきましてありがとうございます。杉並区で原動機付自転車の標識（ナンバープレート）の交付を受けたまま転出されましたが、原動機付自転車は住所地の標識を付けることになっております。（定置場に変更がない場合は手続きする必要はございません。）

平成 年 月 日 までに、新住所地の役所・役場にて手続きしてくださいませよう、お願いいたします。なお、現在原動機付自転車をお持ちでない場合（廃棄・譲渡・盗難等）は、杉並区役所に廃車の届出をしていただく必要がありますので、至急下記の係までご連絡ください。



（手続きに必要なもの）

1. 杉並区の標識（ナンバープレート）
2. 本通知又は、標識交付証明書
3. 印鑑
4. 現住所の確認できるもの（免許証等）

《連絡先》

杉並区役所 区民生活部課税課税務管理係
所在地：杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
電話：03-5307-0629（直通）

標 識 番 号		
車 名	型 式	
車 台 番 号		
型式認定番号	総排気量	定格出力
定 置 場		

《役所の方へのお願い》

本通知書持参の方は、本区を転出された方なので住所を確認の上、貴所発行の標識を交付してください。なお、交付した場合は、お手数ですが、本区宛に課税物件異動通知によりお知らせください。

軽自動車税の申告についてのお知らせ

平成： 年 月 日

様

日頃、軽自動車税の納税にご協力いただきましてありがとうございます。杉並区で、軽自動車を登録されたまま転出されましたが、軽自動車を所有されていて住所が変わった場合、変更後の使用の本拠地を所管する軽自動車検査協会にて住所変更の手続き及び標識の交換の手続きをしていただくことになっております。

なるべくお早めに、軽自動車検査協会にて手続きしていただきますよう、お願いいたします。なお、既に軽自動車検査協会で行ったにもかかわらず、このお知らせを受け取られた方につきましては、おそれいりますが下記までご連絡ください。

◎杉並区における住所

◎対象となる軽自動車の車両番号

◇住所変更等の手続きは下記にお問い合わせください。

〈三輪・四輪〉軽自動車検査協会 練馬支所 (TEL 03-5399-3811)

◇すでに手続き済みの場合は下記にご連絡ください

杉並区役所 区民生活部課税課税務管理係
所在地：杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
電話：03-5307-0629 (直通)

様

軽自動車税の申告についてのお知らせ

平成 年 月 日

様

日頃、軽自動車税の納税にご協力いただきましてありがとうございます。杉並区で、オートバイを登録されたまま転出されましたが、オートバイを所有されていて住所が変わった場合、変更後の使用の本拠地を所管する運輸支局又は自動車検査登録事務所にて住所変更の手続き及び標識の交換の手続きをしていただくことになっております。

なるべくお早めに、運輸支局又は自動車検査登録事務所にて手続きしてくださいませようお願いいたします。なお、既に運輸支局又は自動車検査登録事務所で行ったにもかかわらず、このお知らせを受け取られた方につきましては、おそれいりますが下記までご連絡ください。

◎杉並区における住所

◎対象となる軽自動車の車両番号

◇住所変更等の手続きは下記にお問い合わせください。

〈二輪〉 東京運輸支局練馬自動車検査登録事務所 (TEL 050-5540-2032)

◇すでに手続き済みの場合は下記にご連絡ください

杉並区役所 区民生活部課税課税務管理係
所在地：杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
電話：03-5307-0629 (直通)

様

原動機付自転車の廃車・名義変更について

軽自動車税の手続きについて、ご連絡いたします。
原動機付自転車を登録されている がお亡くなりになりましたので、
廃車または名義変更の手続きが必要となります。
既に手続き済みの場合は、行き違いですのでご容赦願います。

登録車両	標識番号

記

1. 使用しない場合
廃車の手続きが必要ですが(郵送による手続きもできます)。
※手続きに必要なもの・・・標識(ナンバープレート)、標識交付証明書

2. 使用する場合
廃車の手続きをしたのち、名義変更の手続きが必要です。
※手続きに必要なもの・・・標識(ナンバープレート)、標識交付証明書、理由書、印鑑、
本人確認できるもの(免許証等)

【手続き場所】 杉並区役所 課税課税務管理係 (東棟2階7番窓口) 、
区民事務所

【問い合わせ先】 課税課税務管理係 電話03(5307)0629(直通)

杉並区役所区民生活部
課税課税務管理係

166-8570
杉並区阿佐谷南1丁目15番1号
電話03(5307)0629(直通)

軽自動車税に係る手続きのお願い

軽自動車の手続きの件で、ご連絡をいたします。
下記車両の納税義務者がお亡くなりになりましたので、軽自動車
検査協会練馬支所で、車両の廃車または名義変更等の手続きが必要となります。
当該車両を相続された場合など、詳しい手続きについては軽自動車検査協会練馬支所まで
お問い合わせください。
また、軽自動車税についてのお問い合わせは、杉並区役所区民生活部課税課税務管理係まで
ご連絡ください。
既に手続き済みの場合は、行き違いですのでご容赦願います。

記

納税義務者		
氏名		車両番号
住所		

四輪⇒軽自動車検査協会 練馬支所 (電話 050-3816-3101)

杉並区役所区民生活部
課税課税務管理係

03(5307)0629 (直通)

軽自動車税に係る手続きのお願い

軽二輪車・小型二輪車の手続きの件で、ご連絡をいたします。
下記車両の納税義務者 がお亡くなりになりましたので、東京運輸支局
練馬自動車検査登録事務所等、車両の廃車または名義変更等の手続きが必要となります。
当該車両を相続された場合等、詳しい手続きについては、東京運輸支局練馬自動車検査登録
事務所までお問い合わせください。
また、軽自動車税についてのお問い合わせは、杉並区役所区民生活部課税課税務管理係まで
ご連絡ください。
既に手続きがお済みの場合は、行き違いですのでご容赦願います。

記

納税義務者		車両番号
氏名	住所	

二輪⇒東京運輸支局
練馬自動車検査登録事務所 (電話 050-5540-2032)

杉並区役所区民生活部
課税課税務管理係
03(5307)0629 (直通)